本会議における各会派の質問時間について(案)

1 基本的な考え方

- (1) 質問時間と答弁時間を合計して、割り当て時間を算出する。
- (2) 質問時間の500分を代表質問と一般質問に充てる。
- (3) 質問時間は原則として開会より午後5時までとする。

2 代表質問

- (1) 質問時間の500分のうち10分ずつ交渉会派に均等配分する。質問時間の下限は10分とし、上限は各会派の持ち時間の中で任意とする。 (10分×7交渉会派=70分)
- (2) 原則として質問初日に交渉会派が代表質問を行う。ただし、午後5時を越えることが予め想定される会派の質問は、質問2日目の冒頭から行うこととする。

3 一般質問

- (1) 質問2日目は原則として午前10時開会とする。
- (2) 一般質問終了後に議案の提案説明、質疑、委員会付託などの議会運営を行う。
- (3) 一人会派に最低保障時間として 10 分を確保する。 (10 分×2 一人会派=20 分)
- (4) 430 分から 20 分を引いた 410 分を交渉会派の議員数に応じた人数割りで交渉会派に配分する。
 - *一人当たりの配分時間(小数点以下第3位を四捨五入する) (430分-20分)÷(50人-2人)=8.54分

4 持ち時間

会派名	人数割配分時間 (5年2定~)		代表質問 加算時間	持ち時間
自民・無所属	8.54×15= 128.10 分	128 分	10分	138分
公明	8.54×11= 93.94 分	94分	10分	104分
共 産	8.54×05= 42.70 分	43 分	10分	53 分
維新	8.54×05= 42.70 分	43 分	10分	53分
っぱさ	8.54×04= 34.16 分	34 分	10分	44 分
フォーラム	8.54×04= 34.16 分	34 分	10分	44 分
立憲	8.54×04= 34.16 分	34 分	10分	44 分
フェア民	一人会派	10分	_	10分
れ新	一人会派	10分	_	10分
合 計	(50名)	430分	70分	500分

※人数割配分時間は、小数点以下を四捨五入して処理する。